

発委第4号

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
の一部改正について

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

提出者	東浦町議会議員	間	瀬	元	明
	東浦町議会議員	山	下	享	司
	東浦町議会議員	三	浦	雄	二
	東浦町議会議員	大	川		晃
	東浦町議会議員	水	野	久	子
	東浦町議会議員	秋	葉	富士	子
賛成者	東浦町議会議員	前	田	明	弘
	東浦町議会議員	北	野	興	地
	東浦町議会議員	間	瀬	宗	則
	東浦町議会議員	久	松	純	志
	東浦町議会議員	赤	川	操	恵
	東浦町議会議員	山	田	眞	悟
	東浦町議会議員	森		靖	広

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
の一部を改正する条例

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年東浦町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(議会の議決に付すべき契約) 第 2 条 法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は予定価格 <u>9,000 万円</u> 以上の工事又は製造の請負とする。 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 <u>2,000 万円</u> 以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件、5,000 平方メートル以上のものにかかるものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。	(議会の議決に付すべき契約) 第 2 条 法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は予定価格 <u>5,000 万円</u> 以上の工事又は製造の請負とする。 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 <u>1,000 万円</u> 以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件、5,000 平方メートル以上のものにかかるものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の契約及び財産の取得又は処分について適用し、同日前の契約及び財産の取得又は処分については、なお従前の例による。

提案理由

議会の議決に付すべき契約等に係る予定価格の下限額を引き上げるため提案するものである。